

低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式の改正について

R6. 4. 1
 総 務 部
 防 災 部
 農林水産部
 土 木 部

1 改正内容

島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領第4条で別に定めることとしている調査基準価格の算定式の「WTO対象以外の工事」及び「WTO対象の工事」について、公共工事の迅速活円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図るため、下記のとおり見直しを行う。

改 正	現 行
(1) WTO対象以外の工事 計算式＝(①+②+③+④) × ※1. 1 0 ①直接工事費 の100% ②共通仮設費 の90% ③現場管理費 の90% ④一般管理費等の70% ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とする。 ※いずれも、概ねの数値	(1) WTO対象以外の工事 計算式＝(①+②+③+④) × ※1. 1 0 ①直接工事費 の100% ②共通仮設費 の90% ③現場管理費 の90% ④一般管理費等の70% ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とする。 ※いずれも、概ねの数値
(2) WTO対象の工事 計算式＝(①+②+③+④) × ※1. 1 0 ①直接工事費 の97% ②共通仮設費 の90% ③現場管理費 の90% ④一般管理費等の68% ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2とする。 ※いずれも、概ねの数値	(2) WTO対象の工事 計算式＝(①+②+③+④) × ※1. 1 0 ①直接工事費 の97% ②共通仮設費 の90% ③現場管理費 の90% ④一般管理費等の68% ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2とする。 ※いずれも、概ねの数値

なお、建築関連工事については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、次のとおり運用する。

- ・ 上表①直接工事費は、建築関連積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。
- ・ 上表③現場管理費は、建築関連積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。
- ・ 上記現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は直接工事費の20%、その他の工事の場合は直接工事費の10%とする。

※WTO対象の工事とは、予定価格が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年11月1日政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事であり、現時点では予定価格が27億2千万円以上の工事をいう。

なお、今後この金額に変更があった場合は、変更後の金額に読み替えるものとする。

※消費税及び地方消費税の税率については適宜、該当する税率に読み替えることとする。

2 施行日

令和6年4月1日以降に入札公告、指名通知を行う工事から適用する。

3 適用除外

標準的な積算基準によることが著しく不适当又は困難であると認められるものについては適用除外とすることができるので、事前に主管課と協議すること。